

排水に含まれる有害物質の含有率についての基準

(排水基準を定める省令 別表第一より抜粋)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウムが0.1mg/リットル
シアン化合物	シアンが1mg/リットル
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/リットル
鉛及びその化合物	鉛が0.1mg/リットル
六価クロム化合物	六価クロムが0.5mg/リットル
砒素及びその化合物	砒素が0.1g/リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀が0.005mg/リットル
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/リットル
トリクロロエチレン	0.3mg/リットル
テトラクロロエチレン	0.1mg/リットル
ジクロロメタン	0.2mg/リットル
四塩化炭素	0.02mg/リットル
一・二 ジクロロエタン	0.04mg/リットル
一・一 ジクロロエチレン	0.2mg/リットル
シス 一・二 ジクロロエチレン	0.4mg/リットル
一・一・一 トリクロロエタン	3mg/リットル
一・一・二 トリクロロエタン	0.06mg/リットル
一・三 ジクロロプロペン	0.02mg/リットル
チウラム	0.06mg/リットル
シマジン	0.03mg/リットル
チオベンカルブ	0.2mg/リットル
ベンゼン	0.1mg/リットル
セレン及びその化合物	セレンが0.1mg/リットル
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの： ほう素が10mg/リットル 海域に排出されるもの： ほう素が230mg/リットル
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの： ふっ素が8mg/リットル 海域に排出されるもの： ふっ素が15mg/リットル
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素/リットルに0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg

備考1:

「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

備考2:

砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。